

社会福祉法人 横浜共生会

役員等慶弔規約

1. この規約は横浜共生会の役員（理事、監事）、顧問、評議員、運営協議会委員および運営委員（以下「役員等」という。）の慶弔に関して定める。
2. 役員等に慶弔の事実が生じた時は、本人又は家族に速やかに金品を贈りその意を表する。
3. 慶弔の範囲及び金品の額は次の通りとし、理事長名で贈る。

弔 慰	役員、顧問、評議員	運営協議会委員、運営委員
本人の死亡	10,000円と供花	5,000円と花束
配偶者の死亡	10,000円と弔電	—

*花束は 3,000 円程度のもの、供花は 15,000 円程度のものとする。

4. 前項の金品内容については、理事長が必要と認める場合はこの限りではない。
5. 第3項の事務手続き及び支出は、役員、顧問、評議員は法人にて、運営協議会委員、運営委員は各施設にておこなう。
6. 職員を兼務する役員については、施設関係慶弔規約を適用する。

附 則

- 1 この規約の施行に関して必要な事項は理事長が定める。
- 2 この規約は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規約は平成 22 年 1 月 1 日から施行する。